

労働者派遣事業に関わる情報提供

株式会社KCSソリューションズ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当事業所における労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします。

《対象期間》

2019年4月1日 ～ 2020年3月31日

《労働者派遣の実績》

派遣労働者の数	286人	2020年6月1日現在
派遣先事業所数	48社	2019年度

《派遣料金の平均額等》

労働者派遣に関する料金額の平均額（1人1日（8時間）あたり）	18,024円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1人1日（8時間）あたり）	11,931円
マージン率	33.8%

※上記はあくまでも事業所における平均額であり、それぞれのスタッフの方の金額等は、上記と異なります。

《労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か

（ 締結している ・ 締結していない ）

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間 （ 2020年4月1日 ～ 2022年3月31日 ）

《キャリア形成支援制度に関する事項》

○キャリア形成に資する教育訓練

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	訓練費負担	賃金支給
<入社時等基礎的訓練>					
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	派遣元	無償	有給
<職能別訓練>					
OA事務スキル訓練	1年以上雇用見込	OFF-JT	派遣元	無償	有給
IT技術スキル訓練	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給
<職種転換訓練>					
営業における提案・接客スキル訓練	1年以上雇用見込派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給
<階層別訓練>					
管理者向けコミュニケーション研修	入社3年目以降の派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給

※OFF-JTとは、職場外で行う訓練です。

○キャリア・コンサルティング

相談窓口を設置しております。

ご相談（無料）をご希望の方は、下記相談窓口までお申込みください。

人材ビジネス部 フリーダイヤル 0120-361-166

《その他》

○労働者派遣事業の意義（労働者派遣の内容等）

厚生労働省のホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou/dl/1.pdf>)

○福利厚生に関する事項

下記の福利厚生制度を一定の条件の下、利用することができます。

①各種保険（健康保険（三井住友銀行健康保険組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）

②定期健康診断

③年次有給休暇

※弊社はマージンの中から、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険の各保険料を負担しています。